

第1章 廃棄物処理計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

- 大量生産、大量消費型の社会経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有し、また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など環境問題にも密接に関係しています。
- このため、これまで数次にわたり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が改正され、また、循環型社会形成推進基本法やリサイクルの推進に係る諸法の制定等が行われるなど、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から循環型社会への転換に向けた取組みが行われてきました。
- こうした中、本県では、平成13年度から3期にわたり熊本県廃棄物処理計画を策定し、県民、事業者、市町村等との協働のもと循環型社会の形成に向けた取組みを行ってきました。この結果、特に一般廃棄物については、平成23、24年度において県民1人1日当たりのごみ排出量が、2年連続全国一少ない県となるなど大きな成果をあげ、循環型社会への歩みを着実に進めています。
- しかしながら、一般廃棄物においては、再生利用率が全国平均を下回っており、産業廃棄物においては、最終処分量の減少等により県内の管理型最終処分場の残余容量の危機的な状況は緩和されたものの、今後も県内の経済活動に必要な施設であることに変わりありません。さらに、不法投棄が後を絶たない状況にあるなど、様々な課題があります。
- また、平成23年の東日本大震災や平成24年の熊本広域大水害においては、災害により発生した大量の廃棄物の処理が問題となり、大規模災害発生時においても、適正な処理と再生利用を確保したうえで、円滑かつ迅速に廃棄物を処理できる体制を平素から築いておくことの重要性が改めて浮き彫りとなりました。
- こうした状況を踏まえ、県民、事業者、市町村等との連携・協働のもと、循環型社会の実現に向けた更なる取組みを進めるため、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、第4期（平成28～32年度）の廃棄物処理計画を策定します。

第2節 計画の性格と役割

- 本計画は、「循環型社会」の形成の推進のため、県民や事業者が営む生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生抑制、適正処理等の観点から、本県の廃棄物対策に関する施策の方向性を示し、県民、事業者及び行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、連携・協力して取組みを進めるための計画です。

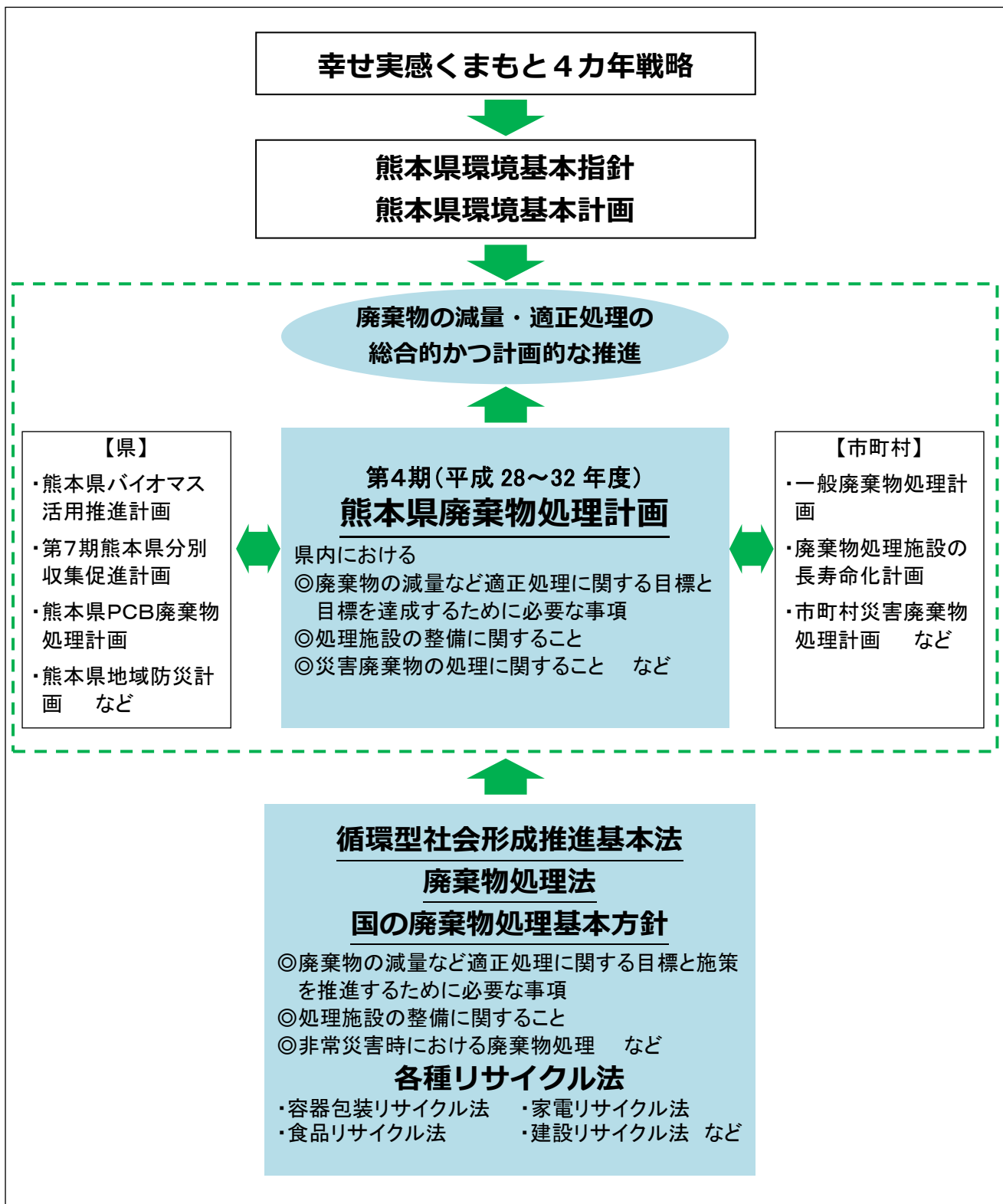
第3節 計画の期間

- 本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。
- また、計画期間内でも、今後の社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等によっては、必要な見直しを行います。

第4節 計画の位置付け

- 本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定による法定計画として、本県全体の廃棄物に関する施策の基本方針を示すとともに、県政運営の基本方針「幸せ実感くまもと4カ年戦略」や「熊本県環境基本計画」を上位計画とした循環型社会を築くための個別計画として位置付けられるものです。
- また、「熊本県バイオマス活用推進計画」や「第7期熊本県分別収集促進計画」等の関連計画とも整合を図るとともに、市町村が策定する一般廃棄物処理計画と相互に協力し補完し合う関係にあります。
- なお、本計画中の「災害廃棄物の処理に関する事項」については、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年環境省告示第7号。以下「国の基本方針」という。）に基づく「熊本県災害廃棄物処理計画」として位置付けます。

図 1-4-1 本計画の位置づけ



第5節 前計画策定（平成23年2月）以降の国の動向

- 循環型社会形成に向けた制度の整備が、次のとおり行われました。

平成24年8月	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（略称：小型家電リサイクル法）公布（使用済小型電子機器等の再資源化を促進し、レアメタルなどの資源の有効な利用を図る。平成25年4月1日施行。）
平成24年12月	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」改正（ポリ塩化ビフェニルの処理期限を平成39年3月31日までに延長。）
平成25年5月	「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定（循環型社会形成政策の総合的・計画的な推進を図るための中心的な仕組み。）
平成25年5月	「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定（廃棄物処理施設整備事業の実施の目標及び概要を定める。）
平成25年10月	「水銀に関する水俣条約」採択・署名（平成25年10月、熊本市及び水俣市で水銀に関する水俣条約の外交会議及びその準備会合が開催され、60か国以上の閣僚級を含む約140か国・地域の政府関係者の他、国際機関、NGO等、1,000人以上が出席し、水銀に関する水俣条約が全会一致で採択され、92か国（含むEU）が条約への署名を行った。）
平成26年9月	「建設リサイクル推進計画2014」策定（建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を定める。）
平成27年7月	「廃棄物処理法」改正（国が定める基本方針及び都道府県が定める廃棄物処理計画の規定事項の拡充等。）

- 平成23年の東日本大震災により発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな問題となり、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物を処理できる体制を平素から築いておくことの重要性が改めて浮き彫りとなりました。